



日頃から六町地区土地区画整理事業に御理解と御協力を頂き、誠にありがとうございます。

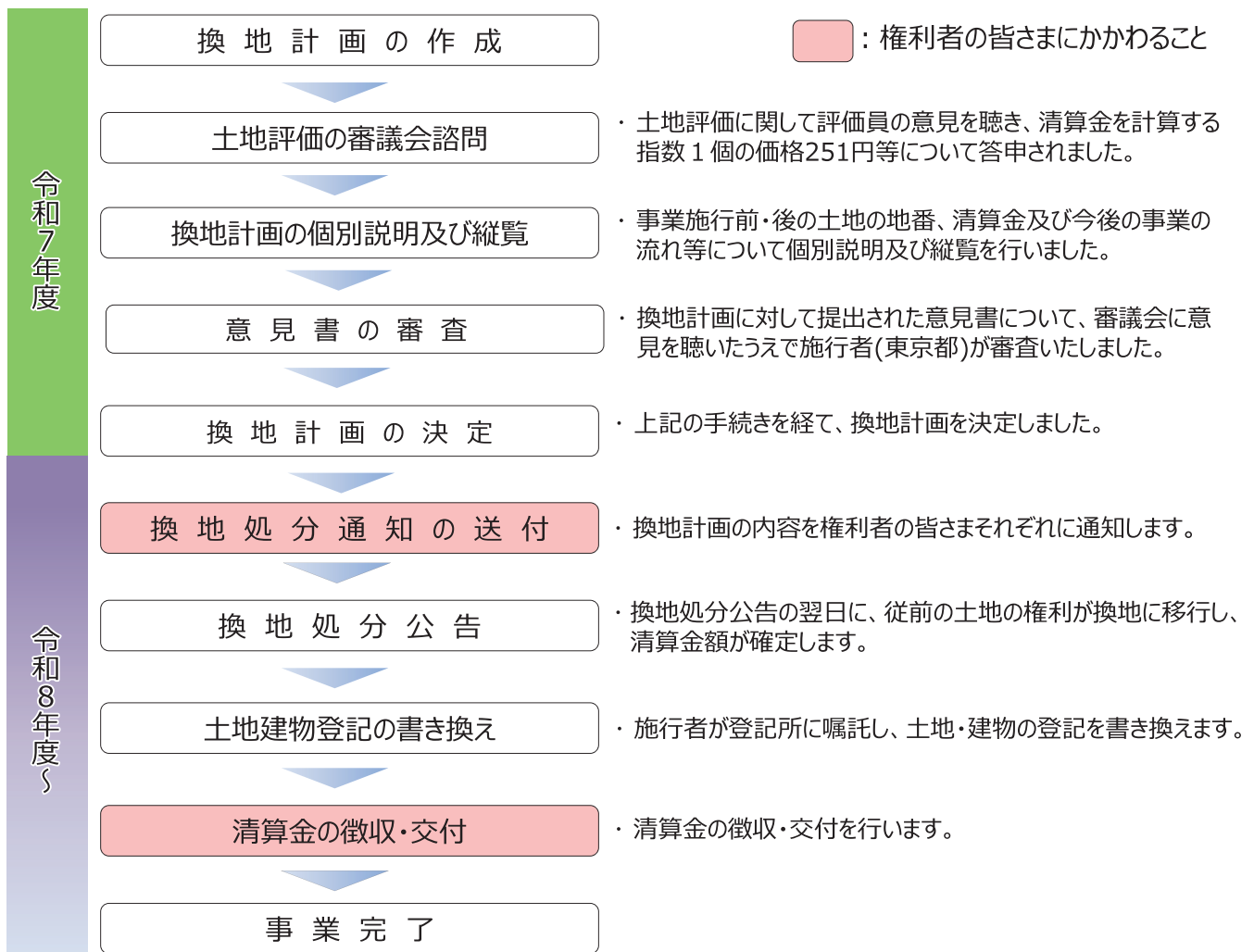
## 今年度の換地処分に向けて

令和7年10月14日から11月26日までの期間、換地計画の個別説明を実施し、ご来場いただいた618人の権利者の皆さまにご説明させていただきました。

その後、11月28日から12月11日までの期間、換地計画の縦覧を実施し、37人の方にご来場いただきました。

換地計画について、1通の意見書が提出されましたが、施行者（東京都）が内容を審査し不採択とした後、換地計画を決定しました。

### < 事業の流れ図 >

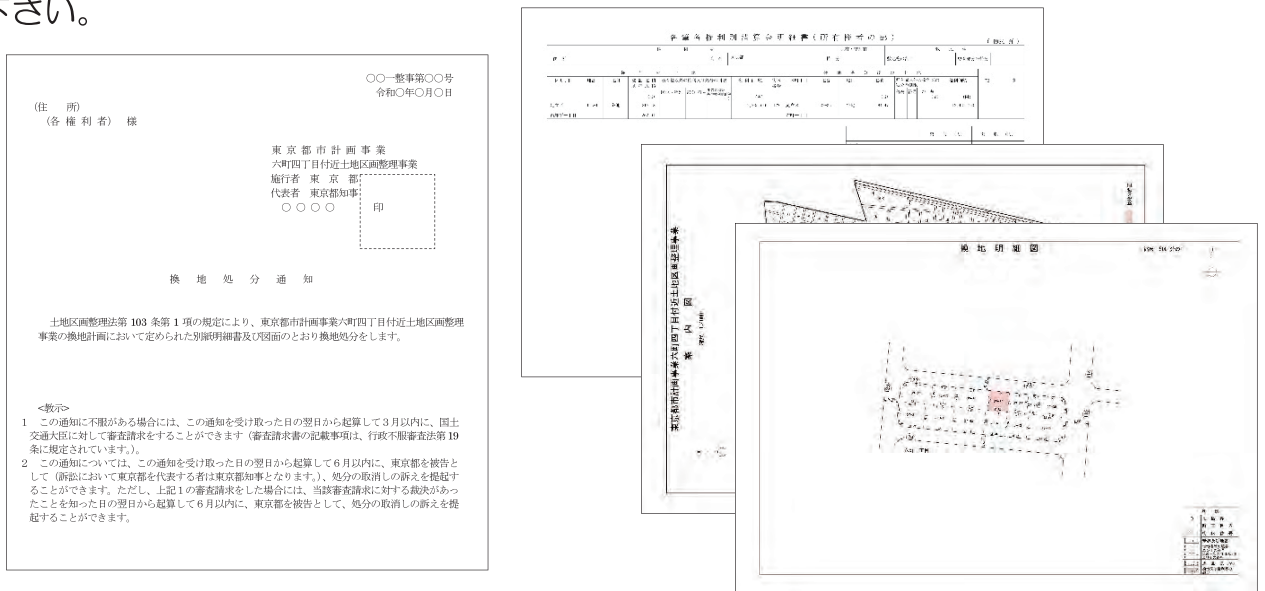


## 換地処分通知を送付します

個別説明や縦覧でご説明した換地計画の内容を、あらためて「換地処分通知」として、権利者の皆さまに送付する予定です。

換地処分通知は、土地区画整理法に基づく重要な書類となりますので、**必ずお受け取りいただき**、現在お持ちの登記済証（権利証）とあわせて大切に保管して下さい。一部の土地を除き、新たな登記済証（登記識別情報）は交付されません。

詳しくは、換地処分通知とともに送付するパンフレット「換地処分通知のご案内」をご覧ください。



## オンライン申請できます

六町地区における土地区画整理事業の関する手続きがオンライン申請できます。詳細は以下のQRコードよりご確認ください。

仮換地図の閲覧  
換地関係諸証明の発行  
(仮換地指定証明・仮換地証明の交付)



土地区画整理法第76条許可



## 職員の異動がありました

【令和8年4月1日付】

第一市街地整備事務所長  
管理課調査清算担当課長代理  
補償課長  
補償課補償担当課長代理  
補償課移転総括担当課長代理  
事業課六町換地担当課長代理  
六町地区整備事務所長  
六町地区整備事務所工務担当課長代理  
六町地区整備事務所設計担当課長代理  
六町地区整備事務所渉外担当課長代理

【新】

鈴木 俊一  
藤沢 莉莉  
高橋 一輝  
中西 隆之  
鬼澤 一蔵  
石黒 聡  
小川 勝  
張貝 朋啓  
今井 秀司  
小美濃 誠二

【旧】

小口 新吾  
猪俣 健仁  
鈴木 義治  
岡崎 高之  
竹内 和絵  
古堅 玄一郎  
橋谷 崇  
二木 崇  
漆間 誠一  
西川 昌吾  
今井 秀司

# 今年度内に六町地区整備事務所が移転します（予定）

現在の六町地区整備事務所は土地区画整理事業で計画された足立区の公園の敷地の一部に立地しています。

地区内の道路整備等、主だった大規模な工事が今年度末を目途に終了すること、今年度末に換地処分を迎えることから、現在の六町地区整備事務所を解体・撤去することを予定しています。

事務所建物撤去後の敷地は、公園用地として整備して足立区へ引継ぎます。

また、地区事務所の機能は引き続き、権利者の皆さまに近い連絡窓口業務や地区内の残工事の監督業務のために必要であることから、地区内で確保することといたします。

新事務所は188街区の東京都の仮換地に、平屋建てで予定しています。

地区事務所の解体撤去及び移転スケジュール等については、詳細が決定しましたら改めてお知らせいたします。



## 建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、換地処分公告の日まで土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

## 施行者（第一市街地整備事務所）からのお願い

今後、換地処分通知等、皆さまの権利に関わる大切な書類を送らせていただく予定です。確実にお届けするため、下記の場合は、事業課六町換地担当（03-3534-3427）までご連絡ください。

- ◆ 土地の売買、相続等による所有権の移転があった場合
- ◆ 住所、氏名に変更があった場合（令和8年4月から、住所・氏名の変更登記が義務化されました。）
- ◆ 権利者（不動産の所有者）が亡くなられた場合、又は既に亡くなられていて相続登記がまだなされていない場合

なお、**令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。**不動産の所有者が亡くなられた場合、相続人は相続したことを知った日から3年以内に相続登記をする必要があります。

また、令和6年4月より前に相続した不動産も、相続登記がなされていないものは、令和9年3月末までに登記するよう義務化されています。不動産を相続したら、法務局へお問合せいただき、お早めに登記の申請をお願いします。

## お問い合わせ先

工事に関することについて	六町地区整備事務所 工事担当	03-5851-2034
清算金の徴収・交付手続について	管理課 調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課 補償担当	03-3534-3407
移転計画・物件調査について	補償課 移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課 計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課 六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所 工務担当 または事業課 計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
仮換地指定証明について	六町地区整備事務所 工務担当 または事業課 六町換地担当	03-5851-2032 03-3534-3427
工事施工承認申請など	六町地区整備事務所 工務担当	03-5851-2032